

阿賀野市告示第142号

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

阿賀野市長 加藤博幸

- | | |
|---------------|----------|
| 1 区域変更の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 供用開始の期日 | 令和7年6月6日 |

区域変更

区分	路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員 (m)	重要な 経過地
変 更	前 後	13572	原中屋地下歩道線	寺社字道下甲 2051 番 2 地先	寺社字庚塚甲 3223 番 5 地先	420.0	2.0
						70.1	4.0

供用開始

路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
13572	原中屋地下歩道線	寺社字道下甲 2051 番 2 地先	寺社字庚塚甲 3223 番 5 地先	70.1	4.0	